

## 箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の改正について

### 1. 船場地域に新設する学校の再検討経過について

令和3年2月	箕面市新改革プランに「施設一体型の小中一貫校建設の可能性も含めて検討する」という方針が示される。
令和4年9～10月	校種再検討の必要性・妥当性についての第三者評価を実施。施設一体型小中一貫校のメリットや、過去の検討時には想定していなかった新たな視点からの指摘をいただく。
令和5年1～3月	校種再検討開始。6つの校種再検討案を作成
令和5年5月	校種再検討結果に関する第三者評価の実施
令和5年6月	地域団体・地域住民との意見交換会を実施（計4回）
令和5年7月	総合教育会議を開催。第五中学校を移転し、新設校を施設一体型校舎の小中一貫校とする方向性で検討を進めることを市長と教育委員会で確認
令和5年8月	地域団体・地域住民への説明会を実施（計6回）
令和5年8～11月	第五中学校区での小中一貫教育の推進について検討を深める。
令和5年10月～ 令和6年1月	箕面市通学区域審議会を開催。第五中学校を移転し、新設校を施設一体型校舎の小中一貫校とした場合でも、第五中学校区の学校の通学区域に影響がない旨の答申を受領
令和6年1月	令和6年第1回教育委員会定例会にて、第五中学校を移転し、施設一体型の新設校と施設分離型の中小学校とによる複合型校舎で小中一貫教育をすすめる旨の意思を決定
令和6年2月	総合教育会議を開催し、教育委員会による再検討結果を報告。教育委員会の再検討結果のとおり進めていくことについて、市長と教育委員会で合意

### 2. 箕面市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の改正について

#### 【改正理由】

令和6年第1回箕面教育委員会定例会にて、第五中学校を箕面市立病院跡地に移転し、新設小学校と併せた施設一体型校舎とすることを教育委員会として意思決定した。

これにより、第五中学校の住所に変更が生じることなどから、本条例（令和二年箕

面市条例第八号) を改正するものである。

**【改正内容】**

- 第五中学校の住所を「箕面市稲四丁目三番一二号」から「箕面市萱野五丁目七番」に改める。
- 本条例（令和二年箕面市条例第八号）の施行期日を「公布の日から起算して十年を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日」から「公布の日から起算して十四年を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日」に改める。

**【本条例の施行期日】**

交付の日

第 号議案

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例改正の件  
箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年 月 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（令和二年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

本則の表の改正規定を次のように改める。

本則の表中

箕面市立彩都の丘小学校	箕面市彩都粟生北二丁目一番五号
箕面市立彩都の丘小学校 （仮称）箕面市立船場小学校	箕面市彩都粟生北二丁目一番五号 箕面市萱野五丁目七番
箕面市立第五中学校	箕面市稲四丁目三番一二号
箕面市立第五中学校	箕面市萱野五丁目七番

に  
を  
に、  
を

改める。

附則中「十年」を「十四年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。